

令和6年度

第1回

延岡市地域公共交通会議

資料





報告事項1 まちなか循環バスの利用料金の小学生割引について

まちなか循環バスの1便当りの利用者数は、新型コロナウイルスの影響のあった年度を除き、近年ほぼ横ばいであり、現在のバス利用者は特に高齢者が中心となっています。このことから、比較的利用の少ない若年層である小学生がバスを利用する機会を創出し、更なる利用促進を図ることを目的とし、平成28年度から、8月の1ヶ月間、小学生の利用料金を無料としており、令和6年度においてもこの割引制度を実施します。

1. 割引内容

- (1) 割引の対象者 小学生
- (2) 割引の内容 1乗車 100 円の利用料金を無料とする。
- (3) 割引の期間 8月1日～8月31日（1ヶ月間）

2. まちなか循環バスについて

(1) 概要

高齢者を始めとする交通弱者の移動手段の確保、中心市街地の賑わいの創出等を図るため、平成25年度から宮崎交通（株）と延岡市の共同で市街地を循環する「まちなか循環バス」の運行を行っています。平成26年にはバスの愛称を公募により決定し、また、令和元年6月より「県立延岡病院」及び「イオン延岡」に新たにバス停を設置し、現在のルートでの運行に至っています。※根拠：道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客運送事業

(2) 路線の概要

名称	しろやま号（内回り）	あたご号（外回り）
画像 （中型バス） バリアフリー		
運行日	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日、年末年始（12月30日～1月3日）運休	
運行回数	8回（1回 14.5km）	8回（1回 14.5km）
出発時刻	【延岡駅】：毎時00分出発	【延岡駅】：毎時30分出発
所要時間	1回 60分	
利用料金 （1乗車）	中学生以上：200円、小学生：100円、幼児：無料 1日フリー乗車券 中学生以上：400円、小学生：200円	

※悠々バス利用者、障害者手帳保持者及び免許返納割引乗車証保持者は1乗車あたり利用料金の半額。

※「宮崎県内路線バス全線1日乗り放題乗車券（大人券2,000円、学割券1,800円、こども券1,000円）」や「土日祝日1日乗り放題ホリデーパス延岡エリア（大人券700円、子供券350円）」でも乗車可。

【参考】

《利用者数推移（8月のみ）》

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R5/R4 比
小学生	933	191	313	384	376	98%
小学生以外	4,110	2,314	2,863	3,129	3,847	122%
合計	5,043	2,505	3,176	3,513	4,223	120%

※整理券を取っていない利用者は含まれていないため、実際の乗車人員とは一致しない。

《利用者数推移（年間）》

年度	運行 日数	内回り線（しろやま号）			外回り線（あたご号）			合 計		
		便数	乗車 率	乗車 人員	便数	乗車 率	乗車 人員	便数	乗車 率	乗車 人員
R1	290	2,320	11.1	25,515	2,320	9.4	21,804	4,640	10.2	47,319
R2	298	2,384	7.4	17,720	2,384	6.5	15,544	4,768	7.0	33,264
R3	307	2,456	7.3	17,875	2,456	6.8	16,729	4,912	7.0	34,604
R4	302	2,416	8.8	21,293	2,416	7.7	18,645	4,832	8.3	39,938
R5	297	2,376	10.9	25,988	2,376	9.5	22,512	4,752	10.2	48,500

※通常運行分のみ。臨時運行は含んでいない。



報告事項2 北方町乗合タクシーの時刻表変更について

北方町乗合タクシーについて、令和6年4月1日から時刻表の変更がありましたので、以下のとおり報告します。

1. 報告内容

■時刻表の変更（R6.4.1～）

路線名	新	旧
猿渡線	【行き】（発時間） 久保 7:15 猿渡公民館 7:30 亀ヶ崎 7:40 早中営農研修館下 7:44 離島峰村宅下 7:51	【行き】（発時間） 久保 7:35 猿渡公民館 7:45 亀ヶ崎 7:55 早中営農研修館下 7:59 離島峰村宅下 8:06

2. 北方町乗合タクシーの路線及び時刻表について

■路線数

9路線

■路線の種類

No	路線名	運行曜日
1	美々地線	毎週月、木曜日
2	鹿川線	毎週火、金曜日
3	二股線	毎週水、土曜日
4	猿渡線	毎週水曜日
5	三ヶ村線	
6	大保下線	毎週木曜日
7	下崎・笠下黒原線	
8	片内・菅原線	毎週火、金曜日
9	上中尾線	毎週月曜日

※各路線の時刻については、別紙参照

北方コミュニティバス さわやか号 運行表

令和6年4月1日

毎週月、木曜日			毎週火、金曜日			毎週水、土曜日			毎週水曜日		
美々地線			鹿川線			二股線			猿渡線		
停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り
美々地神社前	7:55	↓	上鹿川今村橋	8:00	↑	二股橋	8:00	↑	久保	7:15	↑
美々地公民館下	7:58	↓	上鹿川小学校	8:04	↑	二股桑水流集会所	8:04	↑	猿渡公民館	7:30	↑
美々地桶子	8:00	↓	下鹿川小学校	8:17	↑	唐立	8:12	↑	亀ヶ崎	7:40	↑
美々地小学校下	8:01	↓	榎峰郵便局	8:40	↑	柏原	8:17	↑	早中営農研修館下	7:44	↑
榎峰郵便局	8:02	↓	北方医院	9:00	↑	三槌小学校下	8:22	↑	離島峰村宅下	7:51	↑
日平	8:05	↓	はなぶさ前	9:02	↑	甲斐商店前	8:29	↑	北方医院	8:16	↑
北方医院	8:30	↓	図書館・宮谷歯科	9:03	↑	うそ越橋	8:34	↑	はなぶさ前	8:18	↑
はなぶさ前	8:32	↓	北方総合支所	9:04	↑	さのぼり広場	8:39	↑	図書館・宮谷歯科	8:19	↑
図書館・宮谷歯科	8:33	↓				垂水	8:41	↑	北方総合支所	8:20	↑
北方総合支所	8:34	↓				北方総合支所	8:45	↑			
						図書館・宮谷歯科	8:46	↑			
						はなぶさ前	8:47	↑			
						北方医院	8:49	↑			
毎週土曜日			毎週日曜日			毎週月曜日			毎週火曜日		
大保下線			下崎・笠下黒原線			片内・菅原線			上中尾線		
停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り	停車場所	行き	帰り
大保下	7:20	↓	下崎	8:50	↑	猪之内	7:49	↑	上中尾公民館	8:00	↑
石上	7:25	↓	笠下黒原公民館	9:00	↑	片内	8:00	↑	岩屋ヶ平公民館	8:10	↑
頼木橋	7:31	↓	伊木原	9:01	↑	菅原公民館下	8:08	↑	小中尾	8:20	↑
大中尾公民館	7:49	↓	笠下橋	9:02	↑	榎峰郵便局	8:14	↑	猪渡	8:32	↑
北久公民館	8:04	↓	北方総合支所	9:11	↑	滝下公民館	8:22	↑	後曾木	8:35	↑
柳瀬湯川百貨店前	8:07	↓	図書館・宮谷歯科	9:12	↑	上崎	8:35	↑	南久峠	8:40	↑
下曾木駅前	8:08	↓	はなぶさ前	9:13	↑	北方医院	8:43	↑	北方総合支所	8:45	↑
曾木原営農研修場	8:12	↓	北方医院	9:15	↑	はなぶさ前	8:45	↑	図書館・宮谷歯科	8:46	↑
吐合	(8:17)	↓				図書館・宮谷歯科	8:46	↑	はなぶさ前	8:47	↑
北方総合支所	8:21	↓				北方総合支所	8:47	↑	北方医院	8:49	↑
図書館・宮谷歯科	8:22	↓									
はなぶさ前	8:23	↓									
北方医院	8:25	↓									

【料 金】
乗車1回 大人(高校生以上) 100円
中学生以下 無料

【乗車、降車について】
北方町内の路線は国道以外はフリー乗降区間となっており、停車場所に限らず乗り降りができます。
バスが停まるまで手を上げるなどして合図をしてください。
※道路の事情等により遅れる場合がございます。

(問合せ先)
● ぬめさび観光バス 047-2227
● 北方総合支所 地域振興課 047-3600
● 延岡市役所 地域・離島・交通政策課 022-7039



協議事項 1 延岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について

延岡市地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置されている協議会です。

■ 概要等

令和6年度の延岡市地域公共交通会議設置要綱について、「別紙1」のとおり改正します。
なお、主な改正のポイントは以下のとおりです。

=====

- 乗合旅客運送に係る運賃・料金等に関する事項を協議事項から削除
- 地域公共交通に関する相談窓口について、電話番号等の連絡先を明記
- 書面会議が可能である旨を明記

=====

※新年度となり、委員の皆様に変更がありましたのでご確認をお願いいたします。

新	旧
延岡市地域公共交通会議設置要綱	延岡市地域公共交通会議設置要綱
(目的) 第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 交通会議は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。 3 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。	(目的) 第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 交通会議は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。 3 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(交通会議の運営)

- 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】

窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係）

連絡先：TEL 0982-22-7039

FAX 0982-22-7090

(書面会議)

- 第5条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。
- 2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

- 第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(交通会議の運営)

- 第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を延岡市企画部地域・離島・交通政策課に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

- 第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則 この要綱は、平成19年8月28日から施行する。 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 <u>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>	附則 この要綱は、平成19年8月28日から施行する。 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
---	--

延岡市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 延岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 延岡市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般社団法人宮崎県バス協会
 - (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会
 - (6) 住民又は利用者の代表
 - (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (9) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 交通会議は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。
- 3 交通会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、延岡市企画部地域・離島・交通政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

【延岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口】

窓 口：延岡市企画部地域・離島・交通政策課（担当：総合交通係）

連絡先：TEL 0982-22-7039

FAX 0982-22-7090

(書面会議)

第5条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度延岡市地域公共交通会議委員名簿

要綱第3条の構成区分	役職名等	氏 名
(1)延岡市長又はその指名する者	延岡市企画部長	吉岡 修
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範
	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智穂
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治
(3)一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長	稲垣 浩孝
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆
(4)一般社団法人宮崎県バス協会	一般社団法人宮崎県バス協会専務理事	上平 賢一
(5)一般社団法人宮崎県タクシー協会	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	吉本 悟朗
(6)住民又は利用者の代表	延岡市区長連絡協議会会長	森口 正輝
	延岡市さんさんクラブ連合会会長	宮本 良治
	延岡市PTA連絡協議会会長	荒木 大介
	のべおか男女共同参画会議 21 会長	土井 裕子
	北方地域活性化協議会会長	上田 美利
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚德
	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕
(7)宮崎運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信
(8)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一
(9)道路管理者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生
(10)延岡警察署	宮崎県延岡警察署交通課長	櫛山 敬信
(11)学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司
(12)関係団体等	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫
(13)宮崎県	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉



協議事項2 福祉有償運送の新規申請について

今回、一般社団法人コンパス娘息子代行サービス（埼玉県さいたま市）から、道路運送法第79条の規定に基づく自家用有償運送（福祉有償運送）の宮崎運輸支局への登録申請に当たり、地域公共交通会議に諮るための資料提出がありました。

このことを踏まえ、当該法人の福祉有償運送の新規申請について協議を行うものです。

1. 福祉有償運送について

- 福祉有償運送とは、公共交通機関（バスやタクシーなど）を単独で利用することが困難な高齢者や障がい者の会員に対し、市町村やNPO法人、一般社団法人などが一定の範囲の料金で自家用自動車（白ナンバー）を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

自家用有償運送	公共交通空白地有償運送
	福祉有償運送

←北川町のコミュニティバスなど

←今回の申請分

2. 申請の概要

- 申請者名：一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
- 所在地：埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目783番地4
- 運送区域：延岡市
- 事務所名称：一般社団法人コンパス娘息子代行サービス延岡支部
- 事務所位置：延岡市塩浜町3丁目1795-3
- 登録利用者数：6名
(要介護認定者6名)
- 自家用車数：2台
(車いす車1台、兼用車1台)
- 車両所有者：いずれも㈱トーフクではあるが、申請者との間で無償使用の契約を交わしている。
- 運送料金：距離制
(初乗り300円、乗車距離1kmあたり100円加算)
- ドライバー：2名
(いずれの者も1種免許を所持し、大臣認定講習受講済みである。)

3. 事務局での事前確認事項

■旅客の範囲

福祉有償運送では、乗車できる者が下記のとおり限定されています。

イ 身体障害者

ロ 精神障害者

ハ 知的障害者

ニ 要介護認定を受けている者 } 今回の申請者が該当

ホ 要支援認定を受けている者

ヘ チェックリスト該当者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

その中でも、ロ、ハ、ホ、ヘ、トに該当する者については、福祉有償運送の必要性を交通会議に諮ることとされていますが、今回の旅客希望者の中に含まれているのは「ニ」の該当者のみであるため、あらかじめ事務局において、福祉部門を通じていずれの希望者も要介護認定者であることを確認しています。

4. 県内における実績

宮崎県内だと、すでに宮崎市で運行しています。

令和6年 5 月 17 日

九州運輸局 宮崎運輸支局長 殿
延岡市長 殿

名 称 一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス
住 所 さいたま市大宮区桜木町 4-783-4
代表者の氏名 代表理事 小池 修

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス
住 所 さいたま市大宮区桜木町 4-783-4
代表者の氏名 代表理事 小池 修

2. 登録番号

九宮福第49号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧
宮崎市 延岡市	宮崎市

(2) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新	宮崎支部 延岡支部	宮崎市大島町 953-3 延岡市塩浜町 3 丁目 1795-3
旧	宮崎支部	宮崎市大島町平原 953-3

(3) 運送しようとする旅客の範囲

	新	旧
身体障害者	○	○
精神障害者		
知的障害者		
要介護認定者	○	○
要支援認定者		
基本チェックリスト該当者		
その他の		

行うものに○を付すものとする。

(4) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新	延岡支部	所有	()	()	()	()	()
		持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
		合計	()	1 ()	1 ()	()	2 ()
新	宮崎支部	所有	()	()	()	()	()
		持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
		合計	()	()	1 ()	1 ()	2 ()
旧	宮崎支部	所有	()	()	()	()	()
		持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
		合計	()	()	1 ()	1 ()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動」欄又は「特定」欄に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

5. 変更予定期日

令和6年 月 日

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称	一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
---------------	---------------------

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	
5 級		要 介 護 2	
4 級		要 介 護 3	5
3 級		要 介 護 4	1
2 級		要 介 護 5	
1 級		合 計	6
合 計		要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	
3 級		要 支 援 2	
2 級		合 計	
1 級		基本チェックリスト該当者	人 数
合 計		合 計	
知的障害者	人 数	その他の障害を有する者	人 数
軽 度		肢 体 不 自 由	
中 度		内 部 障 害	
重 度		知的障害（認定者を除く）	
合 計		精神障害（認定者を除く）	
		そ の 他	
合 計		合 計	
総合計	6		

法人名【一般社団法人コンパス娘息子代行サービ】 利用料金一覧

運送の対価について

■距離制 (利用会員宅から目的地、または目的地から利用会員宅までの走行)
初乗り 300 円
乗車距離1 kmあたり 100 円

□時間制 (利用会員宅から目的地、または目的地から利用会員宅までの走行)
初乗り 円
乗車時間 () 分あたり 円

□定額制 (利用会員宅から目的地、または目的地から利用会員宅までの走行を片道とする)
1 契約あたり
(片道 ・ 往復) 円

その他の対価について

□迎車料金 (利用会員宅まで迎えに行く際の料金) 0 円
□待機料金 (車両を待機させた場合の料金) 0 円
□介助料 (乗降介助に関する部分の料金) 0 円
□添乗料 (添乗員が付き添った場合の料金) 0 円
□設備使用料 (ストレッチャー、車椅子等の使用料) 0 円
□その他 () 0 円

※福祉車両利用料、会費等

※会費等は、その収入で運送にかかる諸経費を賄う場合に記載

運送料金比較表

乗車距離	法人名 (一般社団法人コンパス娘息子代行サービス)		
	運賃 () 円/30分	迎車料金	合計
初乗り2キロ	300円	円	円
3キロ	400円	円	円
4キロ	500円	円	円
5キロ	600円	円	円
10キロ	1100円	円	円
以降1キロごと	100円	円	円

一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃・料金表 (令和元年12月13日 九州運輸局公示)

	距離制運賃 (円)	加算運賃 (円)	
初乗り (~1.5km)	690	298m毎 80	上限
	670	307m毎 80	下限
2 km	850		
	830		
3 km	1,170		
	1,070		
5 km	1,650		
	1,630		
10 km	3,010		
	2,910		
20 km	5,730		
	5,550		

※運送の対価は、タクシー上限運賃の概ね1/2の範囲内であることとされています。

【別紙 1】

4 複数乗車

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 旅客 1 人ずつから収受する対価：

5 分毎 2 人:75 円 3 人:50 円 4 人:40 円 5 人 30 円 6 人 20 円

- ・ 運送サービスに使用する車両の乗車定員： 8 人

- ・ 運送する人数： 6~7 人

詳細：複数乗車運賃は実績に合わせる

① 予約時に複数乗車時の料金説明をする。

その際に当日人数変更があった際の料金説明をし、料金表もお渡しする。

② 当日の複数乗車人数の料金説明を乗車前に再度する。その際当日の乗車人数に合わせ、最後の利用者をお乗せした時間から目的地到着の時間を計算する。

※ 帰りは目的地出発から最初の利用者を下ろす時間までを計算

例 1) 当日 4 名乗車予定だったが 3 名になった場合 1 人目に乗った利用者も 3 名全員が乗った場所から 3 名の乗車金額で乗車時間分計算をする。

※ その際乗車前に料金説明をする

例 1-1)

・ ご利用者様 予約時：4 名

当日：3 名

対価 50 円 × 時間 = ご利用者様からいただく料金

A さん・B さんは C さんが乗車してから、目的地までの時間での金額をいただきます。

※ 最初の乗車から最後の乗車の方までは料金は発生いたしません。

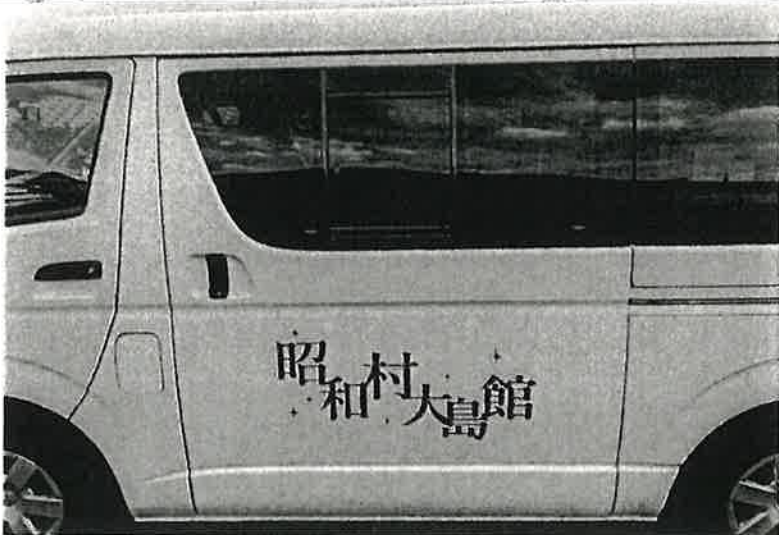
理由：乗車順番により料金が異なるとお迎えを最後にして欲しい等、トラブルを避ける為、最後の利用者様が乗車してから乗車時間で計算することでトラブルを避ける。

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

一般社団法人コンパス娘息子代行サービス

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	宮崎536さ10-29	8人	株式会社トーフク	一般社団法人コンパス 娘息子代行サービス	
2	宮崎800さ66-89	10人	株式会社トーフク	一般社団法人コンパス 娘息子代行サービス	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

車両の 写真 ハイエース66-89		注)1、撮影年月日入力 2、撮影位置、写真内容等 説明を記入してください
	撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明	
	①正面	
	撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明	
	②側面	
	撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明	
	③側面	

車両の 写 真 ハイエース66-89

注)1、撮影年月日入力
2、撮影位置、写真内容等
説明を記入してください



撮影日 令和 4年 12月 8日

写真説明

④運転席

撮影日 令和 4年 12月 8日

写真説明

⑤2列目3列目シート



撮影日 令和 4年 12月 8日

写真説明

⑥助手席



車両の 写 真 ハイエース66-89

注) 1、撮影年月日入力
2、撮影位置、写真内容等
説明を記入してください



撮影日 令和 4年 12月 8日
写真説明

⑦



撮影日 令和 4年 12月 8日
写真説明

⑦



撮影日 令和 4年 12月 8日
写真説明

⑧

車両の 写 真 ハイエース66-89		注) 1、撮影年月日入力 2、撮影位置、写真内容等 説明を記入してください
	撮影日 令和 4年 12月 8日	
	写真説明	
	⑩車いす用リフト	
	撮影日 令和 4年 12月 8日	
	写真説明	
	⑩車いす用リフト	
	撮影日 令和 4年 12月 8日	
	写真説明	
	⑫車いす用リフト	

車両の 写 真 ヴォクシー10-29		注)1、撮影年月日入力 2、撮影位置、写真内容等 説明を記入してください
	撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明 ①正面	
		撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明 ②運転席側側面
		撮影日 令和 4年 12月 8日 写真説明

車両の 写 真 ヴォクシー10-29		注)1、撮影年月日入力 2、撮影位置、写真内容等 説明を記入してください
	撮影日 令和 4年 12月 8日	写真説明
	④運転席	
	撮影日 令和 4年 12月 8日	写真説明
	⑤2列目シート	
	撮影日 令和 4年 12月 8日	写真説明
	⑥助手席	

証明書 番号	第 2D9097209 号
-----------	---------------

令和 4年 8月 26日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



注意

◎内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	ZRR80-0320510	自動車の 種 別	自家用乗用
保険期間	自 令和 4年 8月 26日 25 か月 至 令和 6年 9月 26日 午前12時	使用の本拠 の所在地	宮 崎 県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 の 氏 名	宮 崎 県 宮 崎 市 佐 土 原 町 東 上 那 珂 1 7 5 8 8 - 8 株 式 会 社 ト ー フ ク 甲 斐 聖 士	保険料	¥20,610
異 動 事 項		指定金融 機関名	
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 電話番号 0120-5301580 受付 9~18時 (年末年始を除く)		
		扱 者 印	宮崎自動車営業課 4653 ネットヨタ宮崎 6730

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

<登録情報処理機関報告契約>

番号 00193 A

自動車検査証

令和 4年 8月 31日

宮崎運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
宮崎 536 さ 1029 車	令和 4年 8月 31日	平成 29年 5月 29日	小型乗用車	乗用最大家庭車	自家用	スデーションワゴン [003]
トヨタ			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後軸重 後軸重 2010kg
			[194]	1570mm	1820mm	1570kg
ZRR80-0320510 式			総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	660kg 類別区分番号
			469cc	169cc	910kg	17697
DBA-ZRR80G						0092
所有者の氏名又は名称	宮崎オートス株式会社					
住所	宮崎県宮崎市橘通東1丁目7-4					
使用者の氏名又は名称	株式会社トーフク					[35716]
使用の本拠の位置	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂17588-8					[45500 1937]
有効期間の満了年月日	宮崎県延岡市富美山町151-1					[45502 0584]
備考	令和 6年 8月 30日					
[宮崎] 新規登録						
自動車重量税額	Y32,800					
[29年度税制]	平成29年5月19日					
減税措置	新規登録 25%減税措置					
令和12年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了						
令和2年度燃費基準94%達成車						
令和2年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了						
平成27年度燃費基準20%向上達成車						
[走行距離計表示値] 57,700km (令和4年8月31日)						
[旧走行距離計表示値] 49,800km (令和3年4月27日)						
平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB						
マフラー加速騒音規制適用車						

[整備工場コード] 96-00407
以下余白



証明書
番号
第 1G80E5459 号

令和 6年 4月 20日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	宮崎 800さ6689 TRH200-0029405	自動車の 種別	自家用乗用
保険期間	自 令和 6年 5月 21日 24 か月 至 令和 8年 5月 21日 午前12時	使用の本拠 の所在地	宮崎県
住所及び 保険契約者の 氏名	宮崎市佐土原町東上那珂1758 8-8 株式会社 トーフク	保険料	¥17,650
異動事項		指定金融 機関名	
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 電話番号0120-530-580 受付9~18時 (年末年始を除く)	保険料収納年月日	R 6. 4. 20
	極 者	自動車営業 4653 宮崎トヨタ自動車 6518	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

<登録情報処理機関報告契約>

自動車検査証

令和 6年 4月 23日 宮崎運輸支局長 961240070077

宮崎 800 さ 6689	平成18年 3月	普通	特種 自家用
トヨタ	車いす移動車		
TRH200-0029405	ガンリン	1.99	
CBF-TRH200K	1TR	1100	1110
10	2210	2760	469 169 224
株式会社 トーフク			
備考 NOx・PM適合、平成12年騒音97dB、その他			

裏面もご覧下さい。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



T9565TW8230470

国土交通省

3822

車両の無償使用に関する契約書

一般社団法人コンバス銀息子代行サービス（以下「甲」という。）と、株式会社トーフク（以下「乙」という。）は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（基本原則）

- 第1条 甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、乙の使用する車両（宮崎800さ6689）を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。
- 第2条 乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。
- 第3条 この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

（使用期間）

- 第2条 前条に定めた車両の使用期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。
- 第2条 前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に1年間の期間延長をすることができるとし、以後この例による。
- 第3条 使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

（損害賠償措置等）

- 第3条 甲は、この契約に基づき自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第51条の22による損害を賠償する措置を講じておかなければならない。

（車両の点検整備等）

- 第4条 乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実に行うものとする。
- 第2条 乙は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけるような最善の配慮をするものとする。
- 第3条 乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。
- 第4条 乙は、自家用有償旅客運送は走行距離等に依りて運送の対価を収受することから、常にメーター・時計（計器）類の整備をしておかなければならない。
- 第5条 乙は、自家用有償旅客運送利用者に不快感を与えないよう、運行に当たっては常に車両を清潔に保持しておかなければならない。

（事故等の対応）

- 第5条 乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

に適切な措置を取らなければならない。

- 第2条 乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。
- 第3条 運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

（協議事項）

- 第6条 この契約に定めない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 住所 宮崎県宮崎市佐土原町東上郡17598-8
名称 トーフク
代表者名 代表取締役 甲斐 聖 士

乙 住所 宮崎県宮崎市佐土原町東上郡17598-8
名称 トーフク
代表者名 代表取締役 甲斐 聖 士

車両の無償使用に関する契約書

一般社団法人コンパス娘息子代行サービス（以下「甲」という。）と、株式会社トーフク（以下「乙」という。）は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（基本原則）

- 第1条 甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、乙の使用する車両（宮崎536さ1029）を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。
- 第2条 乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。
- 第3条 この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

（使用期間）

- 第2条 前条に定めた車両の使用期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。
- 第3条 前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に1年間の期間延長をすることができるとし、以後この例による。
- 第4条 使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

（損害賠償措置等）

- 第3条 甲は、この契約に基づく自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第51条の22による損害を賠償する措置を講じておかねばならない。

（車両の点検整備等）

- 第4条 乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実に行うものとする。
- 第5条 乙は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけるような最善の配慮をするものとする。
- 第6条 乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。
- 第7条 乙は、自家用有償旅客運送は走行距離等に応じて運送の対価を収受することから、常にメーター・時計（計器）類の整備をしておかなければならない。
- 第8条 乙は、自家用有償旅客運送利用者に不快感を与えないよう、運行に当たっては常に車両を清潔に保持しておかなければならない。

（事故等の対応）

- 第5条 乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

に適切な措置を取らなければならない。

- 第2条 乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。
- 第3条 運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合はこの限りでない。

（協議事項）

- 第6条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 住所
名称
代表者名

〒780-0854 林玉島さいたま市大宮区桜木町4783-4
一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
代表理事 小池 修

乙 住所
名称
代表者名

宮崎市佐土原町東上郡珂17588-8
株式会社 トーフク
代表取締役 甲斐 聖士

運行管理マニュアル

1 目的

このマニュアルは、一般社団法人コンパス娘息子代行サービス（以下「運送者」という。）が実施する福祉有償運送における運行管理に関する基本的な事項を定め、安心・安全運行の確立を図ることを目的とする。

2 組織

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理責任者及び整備管理責任者を次のとおり定める。

運行管理責任者

整備管理責任者

3 運転者

福祉有償運送の運転者の要件は、次のとおりとする。

(1) 福祉車両

- ア 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- イ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者
- (7) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了していること。
- (4) (1)イ(7)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) セダン車両

- ア 介護福祉士の登録を受けていること。
- イ 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）を修了していること。
- ウ (2) アイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(3) その他に運転者に関する事項

利用者を乗車させるときは、運送者が作成した写真入りの「運転者証」を、自動車内の利用者から見やすい位置に掲示すること。

なお、運転者として登録し、活動を開始してから、死亡事故や重傷を負わせる事故を起こしたり、悪質な違反をしたり、免許停止処分を受けたときは、自動車事故対策機構が実施している「運転者適性診断」を受診し、運転免許の停止条件が解除された後でなければ、運転業務は再開できない。

4 運行の管理

運行管理責任者は、法令に定められた運行の安全管理に関する業務を運送者に代わって行う。

(1) 運行管理責任者の業務

- ア 必要な要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- イ 事故を起こした運転者に適性診断を受けさせること。
- ウ セダン型車両を使用する場合には、必要な要件を備える者に運転させるか、必要な要件を備える者を乗務させること。
- エ 自動車の運転者に対し、安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。
- オ 自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- カ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- キ 事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- ク その他自動車の運行の安全を確保するために必要な業務を行うこと。

(2) 安全な運転のための確認

運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(3) 乗務記録

- ア 運転者は、運行終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理責任者に報告する。
- イ 乗務記録の記載事項は次のとおりとする。
 - ・運転者の氏名
 - ・乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
 - ・利用者の氏名
 - ・乗務の開始及び終了の地点及び日時
 - ・主な経路、経過地点及び乗務した距離
 - ・収受した対価
 - ・事故、著しい運行の遅延、その他異常な状態が発生した場合の対応及びその原因
- ウ 乗務運行記録は運転者ごとに記録し、かつ整理して1年間保管する。

5 整備管理

整備管理責任者は、運送者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施する。仮に整備管理責任者が職務を怠り自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、直接的に責任を負う。

(1) 日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

(3) 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、点検整備記録及び記録表に所定の事項を記入し、保管管理する。

6 事故に関する対応

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

事故対応責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

- ア 緊急救命措置の研修を受講すること。
- イ 事故の続発を防ぐための処置を講じること。
- ウ 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- エ 警察官に報告し、指示を受けること。
- オ 事故対応責任者に緊急連絡をして指示を受けること。

(2) 事故発生時の対応

事故対応責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ア 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
- イ 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
- ウ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
- エ 把握した事故の状況等を延岡市に連絡すること。
- オ 重大な事故のときは、延岡市に連絡するとともに、宮崎県交通政策課に連絡すること。

(3) 事故の記録の作成及び保存

事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。

- ア 運転者の氏名
- イ 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- ウ 事故の発生日時
- エ 事故の発生場所
- オ 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

カ 事故の概要（損害の程度を含む。）

キ 事故の原因

ク 再発防止対策

7 苦情に関する対応

(1) 苦情の申し出を受けた場合の対応

苦情処理責任者は、利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

ア 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。

イ 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。

ウ 苦情の内容及び改善に向けた解決策を宮崎市に報告すること。

(2) 苦情処理簿の作成及び保存

利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、かつその記録を整理して1年間保存する。

ア 苦情の内容

イ 原因の究明結果

ウ 苦情に対する弁明の内容

エ 改善措置

オ 苦情処理を担当した者